

韓国農林畜産食品部プレスリリース 2019年11月21日付

以下、機械翻訳などによる仮訳

中国からの旅客携帯畜産物からASFウイルスの遺伝子（3件）を確認

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEBSJTJGYmJzJTJGbwFmcmEIMkY2OCUyRiMvMjA0NyUyRmFvdGNsVmlldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZiYnNpCgVuV3JkU2VxJTNEJTI2cmdzQmduZGVtdHllM0QlMjZwYXNzd29vZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCUyNmIzVmllld01pbmUlM0RmYWxzZSUyNnBhZ2UlM0QxJTl2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

【本文】

農林畜産食品部（以下「農食品部」）は、中国（瀋陽）から仁川空港に入国した中国人旅行者（1人、豚足2kg）、中国（瀋陽）を訪問した韓国人旅行者（1人、ソーセージ2件2.5kg）が携帯した畜産物からASFウイルスの遺伝子が確認されたと明らかにした。

*（18年実績）ASF遺伝子検出4件（スンドェ2、餃子1、ソーセージ1）

（19年実績）ASF遺伝子検出22件（ソーセージ15、スンドェ2、燻製豚肉1、ハンバーガー1、ピザ1、ジャーキー1、豚足1）

今回、ASFウイルスの遺伝子が検出された豚肉加工品は11月6日と9日、中国瀋陽から仁川空港に入国した中国人（6日）及び韓国人（9日）が自ら申告したものであり、ウイルスの遺伝子塩基配列の分析の結果、最近中国で発生したウイルス遺伝子型（genotype II）と同じ形と確認された。

*ASFの遺伝子部位の一部だけが確認され、細胞培養検査は不要

農食品部は海外旅行者が畜産物を申告せずに持ち込むのは不法行為であり、畜産物を携帯し、検疫機関に申告しない場合、最大1,000万ウォンの過料が賦課されるので、検疫機関に必ず届けることを要請すると述べた。

11月13日、中国塩城から出発、仁川空港に入国した中国人旅行者が豚肉ソーセージなど畜産物（2.1キロ）を搬入して申告せず、過怠料500万ウォンが課されている。

*6月1日、過怠料の上方以降、(国籍別)賦課の現況：29件（韓国5、中国13、ウズベキスタン3、カンボジア2、タイ2、ベトナム・モンゴル・フィリピン・ロシア各1件）

あわせて、農食品部は海外旅行者が中国、ベトナムなどASF発生国を訪問する場合、海外現地でハム・ソーセージ・ジャーキーなど畜産物を購入して国内に入国したり、家畜との接触、畜産施設の訪問を控えるよう呼びかけた。

（以上）